防災

9月1日は防災の日

防災の日は、災害に対する認識を深めることを目的に制定され、8月30日～9月5日は、防災の知識を高めたり普及させるための「防災週間」とされています。

普段から一人ひとりが身のまわりで起こる様々な災害に関する正しい知識を身につけ、防災情報に関心をもち、早めの対応を心掛けることが被害の軽減につながります。

自らの生命は自らが守るという「自助」、近隣が互いに助け合って地域を守るという「共助」の意識のもと、避難場所の確認や、防災グッズの用意をしておきましょう。

㈱消防署では、防災知識を身につけ、災害時に効果的な活動が行えるよう、消火器の取り扱いや心肺蘇生法などの訓練指導を行っています。詳細や申込は㈱消防署まで問い合わせてください。

問・申込 ㈱消防署 警防課 ☎89-0172

防災

三木市総合防災訓練＆防災フェスティバル

今年の三木市総合防災訓練は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため規模を縮小し、市職員を中心とした「感染症に対応した避難所運営訓練」を11月下旬に開催します。具体的な訓練内容などについては広報みきでお知らせします。

なお、防災フェスティバルは、多数の参加者が見込まれ、感染拡大の恐れがあるため開催を中止します。

問 ・総合防災訓練 ㈱危機管理課
・防災フェスティバル ㈱消防本部 予防課
☎89-0171

消防

9月9日は救急の日

9月9日は、「救急の日」で、9月5日～11日は「救急医療週間」とされています。

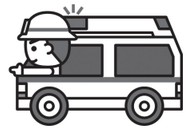

救急医療や救急業務に対する正しい理解と認識を深めるとともに、救急医療関係者の意識の高揚を図ります。

問 ㈱消防署 救急救助課 ☎89-0173

消防

救急車の適正利用にご協力を

令和2年中の救急出動件数は3,622件（一日あたり9.9件）で、市民約21人に1人が救急車を利用したことになります。

通報があれば、現場から近い署所から出動しますが、出動が重なると現場から離れた署所から向かうことになり、救えるはずの尊い命が救えなくなることがあります。

緊急性がなく自分で病院に行ける場合は、救急車以外の交通機関などの利用をお願いします。

㈱消防本部（☎82-0119）では、休日や夜間などに受診できる病院を案内しています。また、24時間年中無休の「三木市健康医療相談ダイヤル」や、症状によって利用できる医療機関や受診手段の情報を確認できるアプリ「Q助」も活用してください。

●三木市健康医療相談ダイヤル ☎0120-682-086

●全国版救急受診アプリ「Q助」

▲総務省消防庁ダウンロードページ

問 ㈱消防署 救急救助課 ☎89-0173

三木警察署だより ☎82−0110

特殊詐欺被害防止コールセンター開設

県内で特殊詐欺被害が多発していることから、県警察では「特殊詐欺被害防止コールセンター」を開設しました。これは、電話連絡により県民の皆さまや金融機関などに特殊詐欺に関する注意喚起を行うもので、民間業者への委託により実施しています。

【運用期間】
令和3年8月2日(月)～令和4年3月31日(木)

【特殊詐欺被害防止コールセンター電話番号】
☎078−600−2694
この電話番号以外から電話をかけることはありません。

【架電内容】
・特殊詐欺に関する注意喚起
・金融機関やコンビニエンスストアなどに対する声掛け強化などの要請

お　願　い

コールセンターから電話をかけた際に、お名前やご家族の状況を尋ねることがありますが、**口座番号や暗証番号などを聞いたり、現金やキャッシュカードを要求することは絶対にありません。**そのような電話があれば詐欺ですので、直ちに110番または三木警察署に通報してください。

Q&A 消費生活相談 問 (市)生活環境課

最近の相談から

知らない人から「あなたに2億1千万円を譲ります。手続きをするには2,000円費用が掛かります。」とメールが来たので支払った。その後、次々と支払いを請求され、メールの指示に従ってコンビニエンスストアで購入した電子マネーのカード番号を伝え、結果的に合計100万円以上支払ってしまった。　（70代女性）

「お金をあげる」「当選」などの文言で消費者を引きつけ、手数料などの名目で何度も支払いをさせようとする悪質なメールに注意してください。また、電子マネーを購入して支払うように指示する手口も多く見られます。

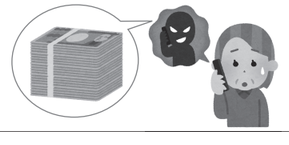

【アドバイス】

知らない人からのメールは無視しましょう。メールの内容に従ってお金を振り込んでも大金はもらえません。相手に連絡をすることで個人情報が知られ、さらに請求を受ける可能性もあります。

カード番号のみでやり取りができる電子マネーは、相手にカード番号を伝えたり、指示された番号にチャージをすると、取り戻すのは困難です。

少しでも不安を感じたら、当センターへ相談してください。一人での相談が難しい場合は、家族や周りの人と一緒に相談してください。

消費生活相談

商品や契約に関するトラブルや多重債務に関すること
▶日時　月・火・木・金曜(第2木曜と祝日を除く)
午前9時～正午、午後0時45分～4時
▶場所　市役所　2階消費生活センター